

第15章 遠隔水道メーター及び集中検針盤設置基準

1 適用範囲

この基準は「共同住宅における各戸検針、徴収に関する取扱要綱」に基づく遠隔水道メーター（以下「メーター」という。）及び集中検針盤を設置する場合に適用する。

2 設計・施工

設計及び施工にあたっては、給水装置工事設計施行指針に準ずる。ほか、次の図面等を添付するものとする。

- (1) 配置系統図
 - ・ 各階ごとの配管平面図を作成すること。
- (2) メーター室内
 - ・ メーター、配管及び端子ボックスの平面図、正面図を作成すること。
- (3) 集中検針盤及び配線系統図
 - ・ 集中検針盤の位置を配管平面図に明記すること。
 - ・ 配線系統図は、各メーターから集中検針盤までの図面を作成すること。

3 メーター及び集中検針盤の規格（別表－1）

- (1) メーター
 - ①口径は、13mm、20mm、25mmの3種類とする。
 - ②各メーターは、局の指示による年号及び番号を打刻すること。
- (2) 集中検針盤
 - ①集中検針盤は、自動呼出し装置によって、4桁以上の検針値がデジタル表示される方式で防滴、防塵型の外箱で鋼板製の鍵付扉とすること。
 - ②集中検針盤の扉表面には、名称及び製造年号を記載すること。
 - ③集中検針盤の扉裏面には、操作方法及び部屋番号図を記載すること。

4 メーター室及びメーターの設置

- (1) メーター室の位置は、各戸の通路に面し、使用者が不在でも保守点検に支障とならない場所とすること。
- (2) メーター室は、保守点検及びメーター取替が容易に行えるスペースを確保すること。
- (3) メーター設置は水平に取付け、凍結防止を施しさらに漏水により階下に被害を及ぼさないよう防水または水はけに必要な措置を講じること。
- (4) 協議によりメーターユニットの使用も可能とする。
- (5) メーター上流側には、逆止弁付ボール止水栓を設置し、メーター用伸縮管を使用すること。
※止水栓は開閉防止機能がついていること。
- (6) 端子ボックスの取付けは、原則としてメーター室内とし、点検及び伝送配線の着脱が容易で湿気のない場所とすること。

5 集中検針盤の設置

(1) 集中検針盤の取付位置は1階の屋内とする。

やむを得ず屋外に取付ける場合には、必ず屋外用完全防水型を使用すること。

(2) 集中検針盤の取付位置は、原則として1棟1箇所とし、表示値が容易に読み取れる場所とする。

また、雨、直射日光のあたる場所、塵埃の多い場所、有害なガスの発生する場所。盤内が結露する場所、ポンプ室の付近で電氣的な影響がある場所等は避けること。

(3) 集中検針盤の取付位置は、床面から検針盤上端まで1.50mを原則とし、扉の開閉がスムーズで計量業務及び保守点検が容易な場所とする。

(4) 集中検針盤への湿気、ほこりが入るのを防止するため、配線管及び配線挿入箇所等の隙間にはコーキング仕上げを行うこと。

6 その他

この設置基準に記載のない事項又は、解釈について疑義のあるときは、上下水道局の決定に従うものとする。

遠隔水道メーター・集中検針盤

1 遠隔水道メーター

(1) 遠隔指示水道メーター（3線式・リードスイッチ方式）

(2) 発電式水道メーター

(3) 記憶装置付水道メーター

2 集中検針盤

遠隔水道メーターに適合した集中検針盤設置（屋内用）